

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況(4期)

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	1013205001281	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	183,518,500		2021/1/27、2021/1/29、2021/1/31、 2021/2/26、2021/2/28、2021/3/1、 2021/3/26、2021/3/29、2021/3/31		公財	国認定	問題は認められない(当該支出は、産科医療保障制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療補償制度上必要不可欠なものである。)	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額に記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。